

第340回(平成30年6月)定例会  
会派提案意見書案等に対する態度

【会派名：自由民主党】

番号	件名	提出会派	態度	理由
意1	空き家対策の強化等を求める意見書	自	—	—
意2	水素社会の実現に向けた取組の推進を求める意見書	自	—	—
意3	旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書	公	△	・内容には賛同するが、意見書案8と統合すべき。
意4	小中学校におけるプログラミング必修化に対する支援を求める意見書	公	△	・簡潔化のため文言を削除。 ・中学校に関する記載を追加すべき。 ・円滑な指導の実施に向け、しっかりと支援策を講ずべきとの趣旨にすべき。
意5	AYA(思春期・若年成年)世代の妊孕性温存への支援を求める意見書	民	△	・本県の県立病院の取組の現状を追加すべき。 ・簡潔化のため重複する文言を削除。
意6	公共建築物における国産木材のさらなる利活用を求める意見書	維	△	・国における直近の状況として森林環境税に係る記載を追加すべき。 ・公共建築物に限らず、民間における木材利用の促進も趣旨に追加すべき。 ・その他、言い回しを修正。
意7	障害者スポーツ振興へのさらなる支援と環境整備を求める意見書	維	△	・国の施策を踏まえるためスポーツ基本計画に係る記載を追加すべき。 ・趣旨を、障害者スポーツ施策に絞る観点から、観光誘客のためのバリアフリー情報のアプリ開発や、一般的な心のバリアフリーの措置は削除すべき。
意8	旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を求める意見書	共	△	・意見書案3と統合すべき。 ・国連の勧告や過去のハンセン病患者への国の対応に係る批判的な記述は、趣旨に照らして不要。 ・救済措置を「補償」と特定すべきではないため文言修正。
意9	被災者生活再建支援法の拡充を求める意見書	共	△	・支援金の引上げや対象拡大など具体的内容の検討を含め、法の見直しを早期に行うべきとの趣旨にすべき。 ・その他、字句修正。

(備考)「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修正のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案

第 340 回(平成 30 年 6 月)定例会

## 会派提案意見書案等に対する態度

※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

小中学校におけるプログラミング必修化教育に対する支援を  
求める意見書

近年におけるIT技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えており、新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通のものとなっている。我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、ITスキルの向上は不可欠なものであるが、2016年に経済産業省が発表した資料によると、2015年時点でIT人材不足数は約17万1,000人、2030年には最大で約79万人が不足すると試算されている。

プログラミングが2020年にプログラミングが小学校において必修化され、2021年に中学校において拡充されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返しているが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままである。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められる。

また、一般家庭におけるIT機器の普及は著しく、児童生徒たちは幼少期より一定程度IT機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能は自ずと高いものとならざるを得ない。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となる。

さらに、従来、小中学校におけるIT機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実状である。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。

よって、国におかれては、小中学校におけるプログラミング必修化に対する支援として、下記事項に取り組まれる教育の円滑な実施に向けて、自治体間の格差が生じないためにも、適切に支援策を講じられるよう強く要望する。

記

- ~~1 円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。~~
- ~~2 民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合などは、広域での対応を認めたりするなど、弾力的な人材配置を認めること。~~

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

AYA（思春期・若年成年）世代の妊孕性温存への支援  
を求める意見書

AYA世代のがん患者は、治療時期が進学や就職、結婚、出産等と重なるなど世代特有の社会的・心理的問題を抱えており、医師・看護師・臨床心理士等の多職種による診療・ケアを重点的に推進することが必要である。

また、がんと診断され混乱している患者にとって、将来のことを考えることは非常に困難であり、こうしたがん患者の心身的負担を軽減し、罹患しても尊厳を持って安心して学び、働き、子供を持てる社会生活を営むことを可能とするためには、社会連携による積極的な支援が課題となっている。

日本癌治療学会が2017年7月に発表した診療ガイドラインでは、がん治療による妊孕性の消失が予想される、40歳未満で治療を開始した全てのがん患者に対し、医師は妊孕性に関わる告知と妊孕性を温存するべく適切な処置をすることを求めている。本県の県立病院においても、AYA世代のがん患者を中心に治療前の生殖機能の温存に関する情報提供を行い、希望する患者には、卵巣等の採取・保存を実施する兵庫県がん・生殖医療ネットワークに紹介する取組を行っている。しかしが、治療に伴う生殖機能等への影響など、世代に応じた問題について、医療従事者が患者に対して行う治療前の正確な情報提供は不十分であるのが現状である十分とはいえない。

また、不妊になるおそれがあるがん治療の前に、将来の妊娠に備えて卵子や精子等の生殖機能を温存する医療があるものの、情報不足やがん治療に加えて生殖機能を温存するための費用がかかるなど、経済的負担が大きいため当該将来の妊娠に備えて卵子や精子等の生殖機能を温存する医療を受けられない患者があることから、その対策は急務である。

よって、国におかれては、AYA世代の妊孕性温存に係る支援を充実・強化するため、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 生殖機能を温存する医療に要する費用の助成制度の創設など経済的支援を整備すること。
- 2 生殖機能を温存する治療に係る情報提供が適切に行われるよう対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

公共建築物における国産木材のさらなる利活用を求める  
意見書

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されたことにより、公共建築物の木造建築化が推進されることとなった。また、平成30年度税制改正大綱において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が平成31年度に創設され、森林整備や木材利用の促進等の費用に充てられることとされた。兵庫県でも平成29年4月に兵庫県立森林大学校が開設され、平成29年6月には「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」が議員提案条例として制定された。これにより、県産木材の利用促進を図り、林業の担い手の育成を行い、林業従事者にとって持続可能な森林経営が期待される場所である。しかし、実際には、地元材をはじめとする国産材の利用がまだまだ十分ではないことから、持続可能な森林経営が可能なレベルにはなっていないのが現状である。

日本の森林を守り持続可能な林業経営を可能とするには、さらなる国産材の利用が求められる。また、建築基準法告示により普及促進が期待されるCLTなどの新たな技術により、大規模な木造建築も可能となってきている。本県ではこれまで木材が使われなかった中高層建築物において木材が使われなかったが、今般、兵庫県林業会館のCLTを活用した兵庫県林業会館の建替を支援している。

よって、国においてもは、国産材（地元材）による国の施設の木造化等、公共建築物での木材活用をさらに推進するとともに、民間建築物における国産材（地元材）の利用を促進する施策にさらに取り組むべきである。

~~よって、国においては、公共建築物における国産材（地元材）のさらなる利活用を推進するよう強く求める。~~

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

## 意見書案 第 号

障害者スポーツ振興へのさらなる支援と環境整備を求め  
る意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず日本全体が活力を取り戻し、観光誘客による地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されている。

~~しかしながら、観光誘客に対する、一般用宿泊施設や競技場などは全国で整備が進むものの、障害者が利用できる宿泊施設や飲食店などのハード整備はいまだあまり進んでいない。また、障害者をサポートするソフト面、障害のある人が利用できる場所の掌握、使い勝手のよい地図アプリなどの開発は、いまだ実証実験の段階であり、段差、幅員、勾配等のバリアフリーに関する情報のデータ化と実用化や、スマートフォン向けアプリの活用が早急に必要である。~~

~~さらに、障害のある人が抱える困難さを自ら認識し、その社会参加をサポートする「心のバリアフリー」に向けて、関係機関とも連携した取組を推進しなければならない。~~

一方、国では、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定し、障害者をはじめとする多様な人々がスポーツを通じて社会参画することによる共生社会の実現を目指し、取組を推進している。

兵庫県は夏季パラリンピックの出場者数が全国第2位でありるが、国の目標の一つである2020年パラリンピックの金メダルランキングの世界トップ7を達成するとともに、スポーツを通じた共生社会を実現するには、障害者スポーツに対するより一層の充実が必要である。

よって、国におかれては、障害のある人のスポーツ振興に向けた取組をさらに充実するとともに、下記事項についての措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

- 1 障害のある人がスポーツに参加及び観戦出来る環境をさらに整備促進すること。
- 2 地方自治体による障害者スポーツ振興に関する取組に対して財政措置を行うこと。
- ~~3 教育機関や企業等とも連携し、「心のバリアフリー」に向けた国民の意識の醸成に努めること。~~
- ~~4 障害のある人が利用可能な宿泊施設、飲食店、トイレ等に関する情報や交通アクセスなどに関するバリアフリー情報の地図が盛り込まれたアプリの開~~

~~発支援や、普及を図ること。~~

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償  
及び救済等の実施による早期解決を求める意見書

1948年に制定された旧優生保護法は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命・健康を保護することを目的としていた。

そのため、1996年に同法が母体保護法に改正されるまでの半世紀近くにわたり、遺伝性精神疾患や知的障害などを理由に、本人の同意のない強制不妊手術を含む優生手術が国の通知、都道府県の行政措置のもと、数多く実施されてきた。旧厚生省の衛生年報等によれば、全国で優生手術を受けた約2万5,000人のうち、強制不妊手術の被害者は、約1万6,500人に達し、本県においては、少なくとも349人が同意なしに手術を受けさせられた可能性があることが判明している。

~~しかしながら、国は、1998年の国連の自由権規約委員会や、2016年の国連の女子差別撤廃委員会からの優生手術の被害者に対する補償措置等を求める勧告に対して、何ら対応していない。~~

~~かつてのハンセン病患者の救済に鑑みても、誤った優生思想によって著しい人権侵害を受けたと認められる事態の解明と被害者救済は、放置できないことは、明らかであり、過去の反省に立って、一日も早く解決策を実現すべきである。~~

よって、国におかれては、優生手術の被害者が既に高齢化し、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともにますます困難になることから、優生手術に関する被害者の実態の速やかな調査及び記録の適正な保存を行うとともに、被害者に対する補償及び救済等の実施的確な救済措置による早期解決を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

被災者生活再建支援法の拡充早期見直しを求める意見書

被災者生活再建支援法は、本年5月22日をもって公布から20年を迎えた。

阪神・淡路大震災の被災者への公的支援を求める市民運動が展開されたことが、1998年5月に議員立法で成立させる後押しとなった。

成立後から、全国の被災地の声を受け、2004年、2007年と2度の法改正で、支給額が上限300万円に引き上げられ、使途制限、年収・年齢要件が撤廃されるなど改善されてきた。

これまで72の災害で約26万世帯、計4,388億7,400万円(2018年4月末現在)が支給され、災害が相次ぐ日本において、個人の生活再建を支える上で、なくてはならない法制度となっている。

~~一方で、多発する災害に対して、災害の規模や居住地によって、財源不足などで支援に差が生ずる事態があり、また全壊家屋の場合でも、支援金が最大300万円では、実際に生活再建を進めるためには、不十分と言わざるを得ない。~~

災害による復興の最優先課題は被災者の生活再建である。そのために、被災者生活再建支援法の更なる見直しが求められる。しかし、2007年の再改正時に4年後をめどに見直しを検討するとの附帯決議があるが、まだこの決議が履行されていない。

よって、国におかれては、上記の状況を鑑み、下記のとおり、附帯決議を尊重し、被災者生活再建支援法を早期に見直すよう強く要望する。

記

- ~~1 支援金の上限を現行の300万円から、被災者の生活再建がなされる規模に抜本的に引き上げること。少なくとも上限を500万円以上とすること。~~
- ~~2 支援対象は、半壊や、一部損壊にも適応するようにすること。~~
- ~~3 1市町村10世帯以上、1都道府県100世帯以上が全壊する等の支援法の適応要件を廃止し、全壊が1世帯でも支援を適応できるようにすること。~~
- ~~4 財源について、現在、都道府県拠出の基金で支出した半額を国が補填するというになっているが、財政主体の中心を国に移すこと。~~

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 340 回(平成 30 年 6 月)定例会  
会派提案意見書案等に対する態度

【会派名：公明党・県民会議】

番号	件名	提出会派	態度	理由
意 1	空き家対策の強化等を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する。
意 2	水素社会の実現に向けた取組の推進を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する。
意 3	旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書	公	—	
意 4	小中学校におけるプログラミング必修化に対する支援を求める意見書	公	—	
意 5	A Y A (思春期・若年成年)世代の妊孕性温存への支援を求める意見書	民	△	次のとおり修文すべき。(別紙参照) ・A Y A 世代がん患者の妊孕性温存への支援という趣旨が明確になるよう文脈を整理
意 6	公共建築物における国産木材のさらなる利活用を求める意見書	維	△	次のとおり修文すべき。(別紙参照) ・国産木材の利活用を推進するための具体的な取組の要望事項を明記すべき。
意 7	障害者スポーツ振興へのさらなる支援と環境整備を求める意見書	維	△	次のとおり修文すべき。(別紙参照) ・障害者スポーツ振興の意義や、推進上の課題等について文脈を整理すべき。 ・4 段落目の記述は、広く一般の障害者スポーツの振興という文脈からすると唐突であり、削除すべき。
意 8	旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を求める意見書	共	△	意見書案 3 と統合すべき。 ・旧優生保護法による不妊手術の被害者救済という趣旨で共通しているため。
意 9	被災者生活再建支援法の拡充を求める意見書	共	△	次のとおり修文すべき。(別紙参照) ・支援金の引き上げや、一部損壊まで支援対象を拡大することは、財源も含めて慎重に検討すべきことから削除すべき。

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

AYA（思春期・若年成年）世代がん患者の妊孕性温存  
への支援を求める意見書

AYA世代のがん患者は、治療時期が進学や就職、結婚、出産等と重なるなど世代特有の社会的・心理的問題を抱えており、~~医師・看護師・臨床心理士等の多職種による診療・ケアを重点的に推進することが必要である。~~

~~また、がんと診断され混乱している患者にとって、将来のことを考えることは非常に困難であり、こうしたがん患者の心身的負担を軽減し、罹患しても尊厳を持って安心して学び、働き、子供を持てる社会生活を営むことを可能とするためには、社会連携による積極的な支援が必要である課題となっている。~~

AYA世代がん患者に対するがん治療を開始した場合、妊孕性が失われる可能性がある」と指摘されており、がん治療の前に、将来の妊娠に備えて卵子や精子等の生殖機能を温存する医療が注目されつつある。

日本癌治療学会が2017年7月に発表した診療ガイドラインでは、がん治療による妊孕性の消失が予想される、40歳未満で治療を開始した全てのがん患者に対し、医師は妊孕性に関わる告知と妊孕性を温存するべく適切な処置をすることを求めているが、治療に伴う生殖機能等への影響など、世代に応じた問題について、医療従事者が患者に対して行う治療前の正確な情報提供は不十分であるのが現状である。

また、~~不妊になるおそれがあるがん治療の前に、将来の妊娠に備えて卵子や精子等の生殖機能を温存する医療があるものの、~~情報不足やがん治療に加えて生殖機能を温存するための費用がかかるなど、経済的負担が大きいため当該医療を受けられない患者があることから、その対策は急務である。

よって、国におかれては、AYA世代がん患者の妊孕性温存に係る支援を充実・強化するため、下記の事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 生殖機能を温存する医療に要する費用の助成制度の創設など経済的支援を整備すること。
- 2 生殖機能を温存する治療に係る情報提供や相談支援が適切に行われるよう対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（維新の会）

意見書案 第 号

公共建築物における国産木材のさらなる利活用を求める  
意見書

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されたことにより、公共建築物の木造建築化が推進されることとなった。兵庫県でも平成29年4月に兵庫県立森林大学校が開校され、平成29年6月には「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」が議員提案条例として制定された。これにより、県産木材の利用促進を図り、林業の担い手の育成を行い、林業従事者にとって持続可能な森林経営が期待される場所である。しかし、実際には、地元材をはじめとする国産材の利用がまだまだ十分ではないことから、持続可能な森林経営が可能なレベルにはなっていないのが現状である。

日本の森林を守り持続可能な林業経営を可能とするには、国産材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を図ることが重要である。さらなる国産材の利用が求められる。また、建築基準法告示により普及促進が期待されるCLTなどの新たな技術により、大規模な木造建築も可能となってきている。本県ではこれまで木材が使われなかった中高層建築物において、兵庫県林業会館のCLTを活用した建替を支援している。国においても、国産材（地元材）による国の施設の本造化等、公共建築物での木材活用をさらに推進すべきである。

よって、国においては、公共建築物における国産材（地元材）のさらなる利活用のため、下記事項に取り組まれるよう推進するよう強く求める。

## 記

- 1 公共建築物の木造化・内装木質化への森林環境譲与税（仮称）の活用にあたって、地方公共団体における基金化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取組が円滑に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。
- 2 公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取組を推進すること。
- 3 中高層、中大規模の木造公共建築物が都市部を含めて普及されるよう、CLT（直交集成板）や木質耐火部材等の新たな木質部材に関する技術開発や人材育成に対する支援の拡充を図ること。
- 4 病院や介護施設、保育園、学校等を経営する民間事業者が、施設整備にあたって木材を積極的に利用するようになることが重要であり、このため、木

材が持つ調湿機能やリラックス効果、衝撃吸収性などの特性を普及するとともに、それぞれの施設における効果的で望ましい木材利用のあり方について経営者、設計者、デザイナー、施行者等が参画して検討・検証を行う取組を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（維新の会）

意見書案 第 号

障害者スポーツ振興へのさらなる支援と環境整備を求め  
る意見書

障害者スポーツの振興は、障害者の社会参加や障害者への理解促進に向けて重要な取組であり、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害者スポーツを通じた共生社会の構築等に向けた取組の促進がは、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず日本全体が活力を取り戻し、観光誘客による地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されている。

しかしながら、観光誘客に対する、競技場や一般用宿泊施設や競技場などは全国で整備が進むものの、障害者が利用できるスポーツ施設・設備や宿泊施設や、飲食店などのハード整備はいまだあまり進んでいない。また、障害者をサポートするソフト面においても、障害のある人が利用できる場所の掌握、使い勝手のよい地図アプリなどの開発は、いまだ実証実験の段階であり、施設の段差、幅員、勾配等のバリアフリーに関する情報のデータ化と実用化や、こうした情報を障害者に分かりやすく提供するスマートフォン向けアプリの開発など活用が早急に必要である。

さらに、障害者のある人が抱える困難さを国民一人ひとりが自らの問題として認識し、積極的に協力その社会参加をサポートする「心のバリアフリー」に向けて、関係機関とも連携した取組を推進しなければならない。

兵庫県は夏季パラリンピックの出場者数が全国第2位であり、国の目標の一つである2020年パラリンピックの金メダルランキングの世界トップ7を達成するには、障害者スポーツに対するより一層の充実が必要である。

よって、国におかれては、障害者のある人のスポーツ振興に向けた取組をさらに充実するためとともに、下記事項についての取組ま措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

- 1 障害者のある人がスポーツに参加及び観戦出来る環境をさらに整備促進すること。
- 2 地方自治体による障害者スポーツ振興に関する取組に対して財政措置を行うこと。
- 3 教育機関や企業等とも連携し、「心のバリアフリー」に向けた国民の意識の醸成に努めること。
- 4 障害者のある人が利用可能な宿泊施設、飲食店、トイレ等に関する情報や

交通アクセスなどに関するバリアフリー情報の地図が盛り込まれたアプリの開発支援や、普及を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

（日本共産党）

意見書案 第 号

## 被災者生活再建支援法の拡充を求める意見書

被災者生活再建支援法は、本年5月22日をもって公布から20年を迎えた。

阪神淡路大震災の被災者への公的支援を求める市民運動が展開されたことが、1998年5月に議員立法で成立させる後押しとなった。

成立後から、全国の被災地の声を受け、2004年、2007年と2度の法改正で、支給額が上限300万円に引き上げられ、使途制限、年収・年齢要件が撤廃されるなど改善されてきた。

これまで72の災害で約26万世帯、計4,388億7,400万円（2018年4月末現在）が支給され、災害が相次ぐ日本において、個人の生活再建を支える上で、なくてはならない法制度となっている。

一方で、同じ災害でも支援を受けられない地域が出る不均衡が生じることや、半壊世帯は支援対象となっていないといった課題もある。多発する災害に対して、災害の規模や居住地によって、財源不足などで支援に差が生ずる事態があり、また全壊家屋の場合でも、支援金が最大300万円では、実際に生活再建をすすめるためには、不十分と言わざるを得ない。

災害による復興の再優先課題は被災者の生活再建である。そのために、被災者生活再建支援法の更なる見直しが求められる。しかし、2007年の再改正時に4年後をめどに見直しを検討するとの付帯決議があるが、まだこの決議が履行されていない。

よって、国におかれては、上記の状況を鑑み、下記のとおり、被災者生活再建支援法を見直すよう強く要望する。

## 記

- ~~1~~ 支援金の上限を現行の300万円から、被災者の生活再建がなされる規模に抜本的に引き上げること。少なくとも上限を500万円以上とすること。
- ~~2~~ 1 支援対象を、半壊世帯や、一部損壊にも拡大適応するようにすること。
- ~~3~~ 2 1市町村10世帯以上、1都道府県100世帯以上が全壊する等の支援法の適用要件を廃止し、すべての被災区域が支援の対象となる全壊が1世帯でも支援を適応できるようにすること。
- ~~4~~ 3 財源について、現在、都道府県拠出の基金で支出した半額を国が補助填するということになっているが、財政主体の中心を国に移すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 340 回(平成 30 年 6 月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：ひょうご県民連合】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	空き家対策の強化等を求める意見書	自	△	原案に賛同するが、空き家対策として、除却等に加えて転用等による利活用への支援も必要であることから、追加をお願いしたい。(配付資料参照)
意 2	水素社会の実現に向けた取組の推進を求める意見書	自	△	原案に賛同するが、水素社会の実現は国において取り組むべきことであることから、修文をお願いしたい。(配付資料参照)
意 3	旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書	公	○	※但し、意見書 8 とほぼ同じ内容であることから統合すべき。
意 4	小中学校におけるプログラミング必修化に対する支援を求める意見書	公	○	原案に賛同する。
意 5	AYA(思春期・若年成年)世代の妊孕性温存への支援を求める意見書	民	—	—
意 6	公共建築物における国産木材のさらなる利活用を求める意見書	維	○	原案に賛同する。
意 7	障害者スポーツ振興へのさらなる支援と環境整備を求める意見書	維	○	原案に賛同する。
意 8	旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を求める意見書	共	○	※但し、意見書 3 とほぼ同じ内容であることから統合すべき。
意 9	被災者生活再建支援法の拡充を求める意見書	共	△	半壊や、一部損壊への適応及び全壊 1 世帯からの支援の適応については賛同できないため修文をお願いしたい。(配付資料を参照)

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案  
 ※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

(自由民主党)

意見書案 第 号

### 空き家対策の強化等を求める意見書

近年、人口減少社会の進展等により、全国的に空き家が増加している。平成25年に行われた住宅・土地統計調査によると、全国の空き家総数は約820万戸、空き家率は13.5%といずれも過去最高に達した。そのうち別荘などの二次的住宅や賃貸用又は売却用の住宅を除く、長期に渡って人が居住していない空き家は約318万戸と、この20年で倍増している。

このような中、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が全面施行され、市町が特定空家等と認めたものに対する除却、修繕、立木竹の伐採等に関する助言又は指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となった。

しかしながら、所有者が不明の場合に市町が略式代執行により行う除却、空き家の倒壊を防ぐ応急措置、空地の崩落防止措置については、市町の財政的な負担が大きい。また、法に基づく措置に要する標準的な期間や判断に関する基準が必ずしも円滑に運用されていない。

よって、国におかれては、所有者不明の空き家対策を強化するとともに特定空家等の除却の促進を図るため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行については、市町の財政的な負担が大きいため、国庫補助を拡充すること。また、略式代執行による空き家の除却以外の応急措置及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空地の応急措置に対しても財政支援を行うこと。
- 2 今後も増加が見込まれる放置空き家への対応が円滑に行えるよう、法第14条の措置に要する標準的な期間や判断に関する基準等を明示するなど、ガイドライン等を充実整備すること。
- 3 所有者による円滑な空き家除却を促進するため、市町の判断で、自主的に空き家を除却した後の土地について固定資産税・都市計画税の住宅用地特例を一定期間継続できるよう制度を拡充すること。
- 4 活用可能な空き家の利活用を図るため、市町が行う地域の活性化に資する施設への転用について財政支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(自由民主党)

意見書案 第 号

### 水素社会の実現に向けた取組の推進を求める意見書

近年、次世代のエネルギー源として注目される水素は、多様な資源からの製造が可能で、利用段階で二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しないことから、エネルギー自給率の向上や環境負荷の低減に寄与するものと言われており、また、新たな市場の創出にもつながるものとして大きく期待されている。

政府は、昨年 12 月に定めた「水素基本戦略」において、2050 年を視野に入れて、国を挙げて水素利用に取り組むための方向性・ビジョンを示すとともに、2030 年までの行動計画を示したところである。

本県では、平成 27 年 5 月、水素関連企業や研究機関等とともに水素社会戦略研究会を設置し、水素を活用したエネルギーの地産地消、水素ステーションの整備促進、水素サプライチェーンの構築に向けた検討、県内企業の水素産業への参入促進などの取組を進めてきた。

しかしながら、水素を様々な分野で利活用する水素社会を実現するには、規制の見直しや技術開発等によるコスト低減、水素の製造、貯蔵・輸送、利用まで一貫通貫した国際的なサプライチェーン構築、水素発電の技術開発、製造段階でのCO<sub>2</sub>フリー化など、課題解決に向けてさらなる取組が必要である。

よって、国におかれては、水素社会の実現に向けて、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

- 1 水素エネルギーの利用を拡大するため、水素ステーション整備に対する補助を拡充するとともに、整備コストを下げるための研究開発や規制見直しを着実に推進すること。
- 2 ~~水素関連産業が集積する兵庫県内への~~液化水素の受入基地や水素発電所の整備を推進する支援制度を創設すること。
- 3 水素関連製品の開発に必要な評価試験が迅速にできるよう、試験機関の追加整備を行うこと。~~また、その際、水素関連産業が集積する兵庫県で整備すること。~~
- 4 製造時にも二酸化炭素を排出しない水素供給システムの構築に向けた技術開発を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

### 被災者生活再建支援法の拡充を求める意見書

被災者生活再建支援法は、本年5月22日をもって公布から20年を迎えた。

阪神淡路大震災の被災者への公的支援を求める市民運動が展開されたことが、1998年5月に議員立法で成立させる後押しとなった。

成立後から、全国の被災地の声を受け、2004年、2007年と2度の法改正で、支給額が上限300万円に引き上げられ、使途制限、年収・年齢要件が撤廃されるなど改善されてきた。

これまで72の災害で約26万世帯、計4,388億7,400万円(2018年4月末現在)が支給され、災害が相次ぐ日本において、個人の生活再建を支える上で、なくてはならない法制度となっている。

一方で、多発する災害に対して、災害の規模や居住地によって、財源不足などで支援に差が生ずる事態があり、また全壊家屋の場合でも、支援金が最大300万円では、実際に生活再建を進めるためには、不十分と言わざるを得ない。

災害による復興の最優先課題は被災者の生活再建である。そのために、被災者生活再建支援法の更なる見直しが求められる。しかし、2007年の再改正時に4年後をめどに見直しを検討するとの附帯決議があるが、まだこの決議が履行されていない。

よって、国におかれては、上記の状況を鑑み、下記のとおり、被災者生活再建支援法を見直すよう強く要望する。

#### 記

- 1 支援金の上限を現行の300万円から、被災者の生活再建がなされる規模に抜本的に引き上げること。少なくとも上限を500万円以上とすること。
- ~~2 支援対象は、半壊や、一部損壊にも適応するようにすること。~~
- ~~3 1市町村10世帯以上、1都道府県100世帯以上が全壊する等の支援法の適応要件を廃止し、全壊が1世帯でも支援を適応できるようにすること。~~
- 2.4 財源について、現在、都道府県拠出の基金で支出した半額を国が補填するというになっているが、財政主体の中心を国に移すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 340 回(平成 30 年 6 月)定例会  
会派提案意見書案等に対する態度

【会派名：維新の会】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	空き家対策の強化等を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する。
意 2	水素社会の実現に向けた取組の推進を求める意見書	自	○	原案どおり賛同する。
意 3	旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書	公	△	意見書案 8 と統合すべき。 ・意見書案 3 と意見書案 8 は旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求めるもので、趣旨は共通しているから。修正案は別添資料のとおり。
意 4	小中学校におけるプログラミング必修化に対する支援を求める意見書	公	△	次のとおり修正すべき。 ・字句や言い回し等を修文 (配付資料参照)
意 5	AYA(思春期・若年成年)世代の妊孕性温存への支援を求める意見書	民	○	原案どおり賛同する。
意 6	公共建築物における国産木材のさらなる利活用を求める意見書	維	-	-
意 7	障害者スポーツ振興へのさらなる支援と環境整備を求める意見書	維	-	-
意 8	旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を求める意見書	共	△	意見書案 3 と統合すべき。 ・意見書案 3 と意見書案 8 は旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求めるもので、趣旨は共通しているから。修正案は別添資料のとおり。
意 9	被災者生活再建支援法の拡充を求める意見書	共	△	次のとおり修正すべき。 ・民間の地震保険等で対応可能であり現在以上の支援金の引き上げは財源の問題もあるので、慎重に検討しなければいけないため、10行目段落部分と記 1 は削除。 ・また、小規模の被災区域については、各自自治体が対応すべき問題であるため、記 3 は削除。

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修文のうえ賛成 ×:当該案に反対 -:自会派提案  
※ △で修文を求める場合は、修文の具体的な文案を書面でお示し願います。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

### 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和 23 年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成 8 年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約 2 万 5,000 人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは 1 万 6,475 人と報告されている。本県においては、少なくとも 349 人が同意なしに手術を受けさせられた可能性があることが判明している。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。かつてのハンセン病患者の救済に鑑みても、誤った優生思想によって著しい人権侵害を受けたと認められる事態の解明と被害者救済は、放置できないことは、明らかであり、旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいること~~も~~を考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

よって、国におかれては、旧優生保護法による不妊手術の被害者救済のため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

#### 記

- 1 速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、個人が特定できる資料についても、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧優生保護法改正から 20 年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な補償及び救済措置を一刻も早く講じ、早期解決を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

## 意見書案 第 号

小中学校におけるプログラミング必修化に対する支援を  
求める意見書

近年における I T 技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えており、新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通のものとなっている。我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、I T スキルの向上は不可欠なものであるが、2016 年に経済産業省が発表した資料によると、2015 年時点で I T 人材不足数は約 17 万 1,000 人、2030 年には最大で約 79 万人が不足すると試算されている。

学習指導要領の改訂において、2020 年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等に ~~ついて~~、独自に試行錯誤を繰り返しているが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままである。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められる。

また、一般家庭における I T 機器の普及は著しく、児童生徒たちは幼少期より一定程度 I T 機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能は自ずと高いものとならざるを得ない。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となる。

さらに、従来、小中学校における I T 機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実状である。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。

よって、国におかれては、小中学校におけるプログラミング必修化に対する支援として、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

## 記

- 1 円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正 ~~するために必要な~~ つな がる 財政措置を行うこと。
- 2 ~~民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合などは、広域での対応を認めたりするなど、弾力的な人材配置を認めること。~~

- 2 小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合などは、広域での対応を認めることや、民間の人材を積極的に活用する等、弾力的な人材配置となるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

## 被災者生活再建支援法の拡充を求める意見書

被災者生活再建支援法は、本年5月22日をもって公布から20年を迎えた。

阪神淡路大震災の被災者への公的支援を求める市民運動が展開されたことが、1998年5月に議員立法で成立させる後押しとなった。

成立後から、全国の被災地の声を受け、2004年、2007年と2度の法改正で、支給額が上限300万円に引き上げられ、使途制限、年収・年齢要件が撤廃されるなど改善されてきた。

これまで72の災害で約26万世帯、計4,388億7,400万円(2018年4月末現在)が支給され、災害が相次ぐ日本において、個人の生活再建を支える上で、なくてはならない法制度となっている。

~~一方で、多発する災害に対して、災害の規模や居住地によって、財源不足などで支援に差が生ずる事態があり、また全壊家屋の場合でも、支援金が最大300万円では、実際に生活再建を進めるためには、不十分と言わざるを得ない。~~

災害による復興の最優先課題は被災者の生活再建である。そのために、被災者生活再建支援法の更なる見直しが求められる。しかし、2007年の再改正時に4年後をめどに見直しを検討するとの附帯決議があるが、まだこの決議が履行されていない。

よって、国におかれては、上記の状況を鑑み、下記のとおり、被災者生活再建支援法を見直すよう強く要望する。

## 記

~~1 支援金の上限を現行の300万円から、被災者の生活再建がなされる規模に抜本的に引き上げること。少なくとも上限を500万円以上とすること。~~

~~1-2 支援対象は、半壊や、一部損壊にも適応するようにすること。~~

~~3 1市町村10世帯以上、1都道府県100世帯以上が全壊する等の支援法の適応要件を廃止し、全壊が1世帯でも支援を適応できるようにすること。~~

~~2-4 財源について、現在、都道府県拠出の基金で支出した半額を国が補填するというになっているが、より一層の国の財政負担の拡充を行うこと。  
財政主体の中心を国に移すこと。~~

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第 340 回(平成 30 年 6 月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：日本共産党】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
意 1	空き家対策の強化等を求める意見書	自	○	若干の文言整理。記 3 の一行目「市町の判断で、」を記 3 の二行目「固定資産税・都市計画税…」の前に挿入する。
意 2	水素社会の実現に向けた取組の推進を求める意見書	自	×	水素エネルギーの開発を否定するものではない。ただし、水素は、自然界に単体で存在するものではなく、現時点では、その製造は、石炭・石油などの燃焼などに頼っており、その過程で、大量の二酸化炭素をだす。最も安全な水の電気分解による製造は、まだ商業ベースに乗る段階には到達しておらず、大きな費用がかかる。技術開発の研究をすすめることは否定しないが、現段階で、利活用を促進することは、経済的にも、環境にも大きな負荷をかけることになる。
意 3	旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書	公	△	修文。墮胎も含めて優生保護法にもとづく手術としておこなわれていた。「不妊手術」だけではないので、「不妊手術」を「優性手術」にかえる。救済とともに被害者への補償ということも明記する。後は、修正案参照。
意 4	小中学校におけるプログラミング必修化に対する支援を求める意見書	公	×	教育の目的は、教育基本法に定められているように「人格の完成」にある。しっかりした基礎学力の保障、豊かな感性、社会性を養うことにある。しかしプログラミングの必修化を初等教育から導入することは、教育の目的が個人の人格の形成よりも、企業に適応できる人材育成の場になりかねない。さらに、プログラミングの必修化支援は、政治の教育内容の介入になる恐れがあり、プログラミングの必修化そのものに疑義があるので、この意見書案には、賛同しかねる。
意 5	AYA(思春期・若年成年)世代の妊孕性温存への支援を求める意見書	民	○	
意 6	公共建築物における国産木材のさらなる利活用を求める意見書	維	△	修文。国産材の利活用推進のために、「よって、国においては、」の次のような具体的な内容を加える。「木造の設計・建築技術者の育成や木造建築技術の開

第340回(平成30年6月)定例会  
**会派提案意見書案等に対する態度**

【会派名：日本共産党】

番号	件名	提出 会派	態度	理由
				発・普及、土木事業や道路施設への技術開発、新たな木材製品の開発などをすすめる。』。修正案は別紙。
意 7	障害者スポーツ振興へのさらなる支援と環境整備を求める意見書	維	△	修正。パラリンピックでメダルを獲得することを目的になるような文言を削除する。障害のある方がひろくスポーツに親しむことができるような環境整備をおこなう内容を加える。記1に、「障害のある人が、優先利用できるスポーツ施設をふやし、スポーツに親しめる機会を保障する。」を挿入する。記2以降は数字をずらす。修正案別紙。
意 8	旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を求める意見書	共	—	
意 9	被災者生活再建支援法の拡充を求める意見書	共	—	

(備考) 「態度」欄 ○:概ね原案どおり賛成 △:修正のうえ賛成 ×:当該案に反対 —:自会派提案  
 ※ △で修正を求める場合は、修正の具体的な文案を書面でお示し願います。

(自由民主党)

意見書案 第 号

### 空き家対策の強化等を求める意見書

近年、人口減少社会の進展等により、全国的に空き家が増加している。平成25年に行われた住宅・土地統計調査によると、全国の空き家総数は約820万戸、空き家率は13.5%といずれも過去最高に達した。そのうち別荘などの二次的住宅や賃貸用又は売却用の住宅を除く、長期に渡って人が居住していない空き家は約318万戸と、この20年で倍増している。

このような中、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)が全面施行され、市町が特定空家等と認めたものに対する除却、修繕、立木竹の伐採等に関する助言又は指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となった。

しかしながら、所有者が不明の場合に市町が略式代執行により行う除却、空き家の倒壊を防ぐ応急措置、空地の崩落防止措置については、市町の財政的な負担が大きい。また、法に基づく措置に要する標準的な期間や判断に関する基準が必ずしも円滑に運用されていない。

よって、国におかれては、所有者不明の空き家対策を強化するとともに特定空家等の除却の促進を図るため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行については、市町の財政的な負担が大きいため、国庫補助を拡充すること。また、略式代執行による空き家の除却以外の応急措置及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空地の応急措置に対しても財政支援を行うこと。
- 2 今後も増加が見込まれる放置空き家への対応が円滑に行えるよう、法第14条の措置に要する標準的な期間や判断に関する基準等を明示するなど、ガイドライン等を充実整備すること。
- 3 所有者による円滑な空き家除却を促進するため、~~市町の判断で~~自主的に空き家を除却した後の土地について、市町の判断で、固定資産税・都市計画税の住宅用地特例を一定期間継続できるよう制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

旧優生保護法による不妊優性手術の被害者に対する補償及び救済等を求める意見書

昭和 23 年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊優性手術を認めていた。同法は平成 8 年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約 2 万 5,000 人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは 1 万 6,475 人、本県においても 349 人がと報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上重大問題がである。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対し、国が謝罪し、する補償等の措置が講じられている。旧優生保護法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な補償と救済措置を講じるべきである。

よって、国におかれては、旧優生保護法による優性不妊手術の被害者救済のため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

#### 記

- 1 速やかに旧優生保護法に基づく不妊優性手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、個人が特定できる資料についても、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集し、記録の保存ができるよう努めること。
- 3 旧優生保護法改正から 20 年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、被害者に対する補償及び的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

公共建築物における国産木材のさらなる利活用を求める  
意見書

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されたことにより、公共建築物の木造建築化が推進されることとなった。兵庫県でも平成29年4月に兵庫県立森林大学校が開設され、平成29年6月には「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」が議員提案条例として制定された。これにより、県産木材の利用促進を図り、林業の担い手の育成を行い、林業従事者にとって持続可能な森林経営が期待される場所である。しかし、実際には、地元材をはじめとする国産材の利用がまだまだ十分ではないことから、持続可能な森林経営が可能なレベルにはなっていないのが現状である。

日本の森林を守り持続可能な林業経営を可能とするには、さらなる国産材の利用が求められる。また、建築基準法告示により普及促進が期待されるCLTなどの新たな技術により、大規模な木造建築も可能となってきている。本県ではこれまで木材が使われなかった中高層建築物において、兵庫県林業会館のCLTを活用した建替を支援している。国においても、国産材（地元材）による国の施設の木造化等、公共建築物での木材活用をさらに推進すべきである。

よって、国においては、木造の設計・建築技術者の育成や木造建築技術の開発・普及、土木事業や道路施設への技術開発、新たな木材製品の開発などをすすめ、公共建築物における国産材（地元材）のさらなる利活用を推進するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

## 意見書案 第 号

障害者スポーツ振興へのさらなる支援と環境整備を求め  
る意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず日本全体が活力を取り戻し、観光誘客による地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されている。

しかしながら、観光誘客に対する、一般用宿泊施設や競技場などは全国で整備が進むものの、障害者が利用できる宿泊施設や飲食店などのハード整備はいまだあまり進んでいない。また、障害者をサポートするソフト面、障害のある人が利用できる場所の掌握、使い勝手のよい地図アプリなどの開発は、いまだ実証実験の段階であり、段差、幅員、勾配等のバリアフリーに関する情報のデータ化と実用化や、スマートフォン向けアプリの活用が早急に必要である。

さらに、障害のある人が抱える困難さを自ら認識し、その社会参加をサポートする「心のバリアフリー」に向けて、関係機関とも連携した取組を推進しなければならない。

兵庫県は夏季パラリンピックの出場者数が全国第2位であり、国の目標の一つである2020年パラリンピックの金メダルランキングの世界トップ7を達成するには、障害者スポーツに対するより一層の充実が必要である。

よって、国におかれては、障害のある人のスポーツ振興に向けた取組をさらに充実するとともに、下記事項についての措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

- 1 障害のある人が、優先利用できるスポーツ施設をふやし、スポーツに親しめる機会を保障する。
- 2-1 障害のある人がスポーツに参加及び観戦出来る環境をさらに整備促進すること。
- 3-2 地方自治体による障害者スポーツ振興に関する取組に対して財政措置を行うこと。
- 4-3 教育機関や企業等とも連携し、「心のバリアフリー」に向けた国民の意識の醸成に努めること。
- 5-4 障害のある人が利用可能な宿泊施設、飲食店、トイレ等に関する情報や交通アクセスなどに関するバリアフリー情報の地図が盛り込まれたアプリの開発支援や、普及を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

